

大阪商業大学学術情報リポジトリ

本両替仲間の動静一翻刻三題一

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2017-04-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小田, 忠, ODA, Tadashi メールアドレス: 所属:
URL	https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/462

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



本両替仲間の動静 —翻刻三題—

小田忠

大阪の地誌で商工業の案内書といえば「懷中難波す、め 全」
延宝七年（一六七九）がある。この古い版本には、「両替やとして、
高麗橋今橋筋過書町平の町筋」と「御用聞町人の両替として天王
寺や作兵へ、同五兵へ、誉田屋弥右衛門、新屋李左衛門、鴻池や
喜右衛門、和泉屋平兵へ、新屋九郎右衛門、鎌屋六兵へ、助松屋
理兵へ、坂本屋庄三郎」などの十人両替の顔触れの記述があるだ
けで、本両替仲間および両替仲間の人数は書かれていない。勿論、

「懷中難波す、め 全」中に「十人両替」という言葉はないが、御
用聞町人として幕府より公用の仕事を承つたのが寛文二年だから、
当然のことながら撰ばれた十人は、十人両替の構成員と見てはどう
うだろうか。

「国花萬葉記卷第六之二」元禄十年（一六九七）ここでも「十
人両替」の言葉はない。（三郷御公用町人衆）として左記の八名の
名前が掲載されている。彼らは、やはり、幕府からの公用の仕事
をしていると、理解してよいだろう。

両替てんのう寺や五兵衛 同 高麗橋一丁メ新屋九右衛門改
同 同丁鴻池や善右衛門 同 尼崎や市太郎改

初めて本両替仲間の文字が出現するのは、「国花萬葉記卷第六之
二」である。同書に両替屋として「中間百五十五軒之内本中間二
十八軒」があり、本仲間の二十八名の住所と名前を掲げている。
「中間百五十五軒」の意味は、両替仲間全体を指している。ここ
でいう両替仲間とは、単なる両替屋ではなく、小判売買をしてい
る仲間を指している。本仲間二十八軒は、家格・資産・人柄・信
用など両替仲間の中でも特に秀でている人達で構成している仲間
だといつてよい。

「国花萬葉記卷第六之二」両替屋	中間百五十五軒之内本仲間二十八軒
今橋一丁目	天王寺や五兵衛 同町
同町	平野や甚左衛門 同町
今橋一丁メ	大和や六右衛門 同町
同二丁目	こんたや六兵衛 同町
同町	天王寺屋六右衛門 同町
同町	天王寺や久左衛門 尼崎町一丁メ
尼崎町一丁メ	平のや新左衛門 梶木町
北浜二丁メ	桑名や源兵衛 同町
同町	天王寺や吉兵衛 同一丁目
嶋や町一丁メ	大坂や九兵衛 三谷八右衛門
平の町一丁目	加賀や弥右衛門 平の町一丁目
同二丁目	いつみや新右衛門 川崎や作左衛門
高麗橋二丁目	尾崎や市太郎 河内や市左衛門
同三丁目	油や彦三郎 高麗橋一丁目
右之外小錢屋三郷二凡三百軒余有之	長浜や市兵衛 同町
灰吹両替屋	かきや与三兵へ 助松や理兵衛
四名	（後略）

本両替仲間の成立時期は不明である。しかし、およその見当はつ

く、慶長年間の大坂の両替の状況は『大阪市史』が説くところで

ある。「このころの両替商は京都・大阪等に古くからみられた両替

師ないしは金屋等と同じもので」と『図録日本の貨幣2』は述べている。

また、『大阪市史』は、当時の様子を次のように伝えている。

両替商沿革史には、大阪両替商の沿革を叙するに附ては、先

ず以て我が大阪両替屋の鼻祖たる天王寺屋五兵衛の来歴を記せざる可からず。抑も五兵衛は夙に理財の思想に富み、徳川治世の慶長年間に際し、一朝衆に率先して金銭の売買を創始したりしが、（中略）然れども其当時は、大阪府下に両替商なるものは、独り五兵衛あるのみなりしが、（後略）

右の文面の意味は、中世以降の両替まがいの商売を指している。

当時、両替商としての格を保有しているのは天王寺屋五兵衛だけであった。十人両替については、東町奉行石丸石見守定次が設定したと言われている。再び『大阪市史』から引用する。

東町奉行石丸石見守定次其人なりとす。定次銳意心を市政に用ひ、先づ大阪の諸商業には厳乎たる一の盛規を立て、以て仲間の信用を拡充し、風土を闇んぜざる旅商人の為には、問屋を設けて危険の虞に備へ、同時に又金融は両替商の中より最も資産あり徳望ある者十人を選択して、十人両替なる名称

を附し、（後略）

同じ『大阪市史』の「初發言上候帳面写」では、十人両替の説明は左記のとおりである。

初發言上候帳面写

一拾人両替屋

此訛、寛文二寅年始而小判御買上之節三人被仰付、其後三人加、六人ニ相成候、寛文十戌年以後段々御買上金被仰付、仲間拾人ニ被仰付候、其後増減有之、當時七人ニ而相勤罷在候、

寛文二年（一六六二）に初めて三人が仰せつかり、その後三人

増加し、寛文十年（一六七〇）以後に仲間十人に仰せ付けられた。

寛文二年が十人両替の始まりである。それ以前は、天王寺屋五兵衛が率先して両替の業を始め出し、続いて小橋や淨徳、鑑や六兵衛の兩人が加わり三人仲間を結んだ。小判買上げの幕命に接し御用両替を勤めることになる。両替の営業を見て、金融上に及ぶ効果に驚き、商権の伸張がこの活動にあることを知り、石丸石見守が十人両替を取り立てた考えがここにあった。健全なる発展のため、本両替の元締めに当たらせた理由も先の考え方を受けてのことだった。

本両替は十人両替の支配をうけて、両替業務を営んでいる。預銀・貸付・手形の融通為替取組み金銀錢の売買に従つて、それが故本両替の名称が与えられている。本両替も大両替中両替小両替と細分化され、両替相互間は密接な関係を結んでいる。大両替は十人両替に伍して銀掛屋も勤めていた。

『大阪市史』の言を含み、「初發言上候帳面写」の史料を考え併せると、十人両替の成立時期と同じ頃に両替屋仲間が存在し、本両替仲間の存在を示唆しうる情況である。

「両替商旧記」から引用する。

一〇 本両替仲間定書判形写

差上申手形之事

小判両替

一小判両替二付宿を相極、売主買主双方より鋪銀を宿主え預け置、現金現銀ハ無之、小判之値段を相極、売主買主ニ罷成、何百両との判書計取置、日切を定、其日限之時分相場高下次第、敷銀を以利合之致差引請取、其上双方より宿主

え口銭を出し、人集仕候由被聞召、様子御尋被成候御事

一小判相庭承合候ために、両替屋之手代とも、高麗橋筋両替屋所え毎朝寄合申候得共、鋪銀・口銭拵出し、宿を相極、小判両替仕候義、唯今迄無御座よし申上候得ハ、急度可被遂御僉義候得共、差当り障成義茂無御座候ニ付、私共申分被成御立、此度之御穿鑿御用捨被遊候旨、辱奉存候御事一向後於町中宿を相定、鋪銀・口銭を出し、手形売買同前之両替仕候者御座候ハ、仲間にて致吟味、急度可申上候、若隠し置、脇より被聞召候者、本人・宿主ハ不及申上、手代之者仕候共、其主人同罪可被仰付旨、奉得共意候、為後証両替仕候者、連判仕差上申候御事

寛文二寅年七月

「両替商旧記」には、興味深い記事がある。

小判両替では、「向後於町中宿を相定、鋪銀・口銭を出し、手形売買同前之両替仕候者」、この意味は、小判の売買を指している。現金現銀による小判の売買ではなく、あらかじめ定めた売買宿の宿主に敷銀を供託し、期限を定めて小判の値段をたて、売買証書をつくり、約定の日限にいたつて時の相場と比較し、その差金を敷金から支払つて決済する不正取引のことである。

このような不正を働く者の存在がこの時代以降も続き、寛文八戊申年八月十一日の当座貸借には、家来が勝手に手形なく当座の貸借の問題に触れ、〈家来之者若取逃欠落〉があるので、弁済のため、お互いに判形することになった。

覚

当座貸借

一金銀取遣之事、前々より手形なく、家来共を以當座貸し借りいたし申候、以後も前々之通互ニ手形なく貸し借いたし可申候、然る上ハ、家来之者若取逃欠落仕候共、其主人より無相違急度金銀相弁可申候、為其互ニ判形いたし候、自然家來之者隙出し候節ハ、其主人より何れもへ断可申候、其後ハ何ニ而茂御渡し被成間敷候、為後日依而如件

寛文八戌申年八月十一日

左記の史料中、寛文八戌申年八月十三日には、小判売買について現金現銀で決済し、代銀の受取には一日も延引してはいけないとある。この文章から汲み取ることは、過去に類似の事件が発生し、憂慮し、自戒の念を込めた文章になつてゐる。

小判売買

一小判売買之義、前々之通、自今以後も現金現銀ニ致、売買當座々々小判相渡、代銀請取可申候、互ニ一日も延し申間

敷候事

寛文八戌申年八月十三日

元禄九丙子年八月十二日には、両替屋の手代が小判売買で不実商いがあると、聞いてゐる。今後は曲事等がないようにするために触れをだした。

覚

両替屋・同手代取締

一両替屋共同手代共、小判売買ニ付、不実之商賣いたし候由

一仲間中金銀取遣前々より申定之通堅可相守事
一毎朝小判錢売買前々之通現金現銀を以其日限リニ取渡可仕候

相聞不届ニ候、向後左様之者於有之は、急度曲事可申付候、此旨三郷町中え相触候、以上

元禄九丙子年八月十二日

寛文八年元禄九年の不正は、何もこの年に起こつたのではない。それ以前から存在していたと推測できる。

現に寛文二年の小判両替や手形売買についての不正に関与していたら本人・宿主・手代達も含め、その主人も同罪になる。後々の証明のために両替関係者の連判を差し上げることになった。

右の事情から寛文二年当時の小判売買については、両替屋の手代達が不正を働いていることが窺える。本両替屋がなくとも両替仲間があれば小判売買は可能であったが、不正が一般化すると、信用の失墜につながり商売向きに影響が出て、そのことが気になり、必死になつて取り締まりに当たつた。

翻刻一「仲間一件控」

(表紙)

文化七庚午歳正月
仲間一件控

田中

并不実ヶ間鋪壳買一切仕間鋪事

但毎月寄合之節仲間之風説聞伝候筋無遠慮申出可及評義候尤申合不行義無之様可仕事

一組中より書付を以申出候筋其月之行司聞届即座不埒鳴義者請込置及評義翌月ニ而茂吟味之上埒明遣シ可申候諸事猥ニ無之

様ニ入念可申事

一相場役之代り書付持參候者面体見届吟味之上於無相違者印形取可申事

一毎月六日行司中無懈怠可罷出候不叶用事有之候ハ、其訛断可

申候不参者為不參料鳥目五百文可指出事

但月行司兩人者自朝飯後可罷出候於遲參者鳥目百銅可指出事

右之通申合相守可申者也

元文四己未年八月本両替仲間

一例年之通正月十一日戎講(鐵鑄)半方ニて相催候事

但前日仲間定書担シ書付共林兵衛へ相渡置可申事尤刻限八

ツ頃る參り其節為茶料白銀五両持參之事

一右相済兩三日過候ハ、戎講入用帳面相記置申候通相認メ林兵

衛へ相渡申候事

尤行司中ヘハ片折一枚認メル惣仲間中ヘハ半紙三ツ切但シ一枚ツ、

本両替仲間

今橋壱丁目

天王寺屋五兵衛

同

今橋式丁目

平野屋五兵衛

同壱丁目

鴻池屋善右衛門

同壱丁目

平野屋又右工門

高麗橋三丁目

油屋彥三郎

瓦町弐丁目

川崎屋三右工門

四軒町

平野屋仁兵衛

豊後町

絆屋善左工門

瓦町壱丁目

泉屋理兵衛

海部町

鉄屋庄左工門

内平野町弐丁目

米屋平右衛門

鳴町弐丁目

大黒屋源兵衛

近江町

中屋八兵衛

北久太郎町三丁目

長浜屋喜三郎

北久太郎町三丁目

代判徳兵衛

「(點綴)十五人」

覚

一毎日小判錢壳買之義從前々仲間申定之通弥現金現銀を以其日

限請取渡可仕候不実ヶ間鋪壳買一切仕間鋪候尤毎日致壳買候

小判錢於相庭所双方ノ帳面二付可申事

一相場役手代紛敷者差出し申間鋪事右之通致承知手代共江も為

申聞候自然組合中不心得之仁有之候ハ、早速月行司江相断可

申候為其判形仍而如件

何組月行司 何屋誰

年号月日

本両替仲間 行司御衆中

覚

一店出シ

一組替

一印形改

一病死

一名前替

一店休

一変宅

右之通私組合中吟味仕候處今日迄相替義無御座候此段御断申上
候以上

何組月行司

年号月日

本両替仲間行司御衆中

右之連判并断書共毎月六日指出し可申事

尤月番相改受取置申候事

北浜組

北浜式丁目

今橋式丁目

北浜式丁目

〔貼紙抹消
大川町〕〔貼紙抹消
三人〕

高池屋三郎兵衛
平野屋孫兵衛

米屋作兵衛
加島屋新七

尼崎町壹丁目
四軒町
〔貼紙抹消
七郎右工門町壹丁目〕
〔貼紙抹消
六人〕

鴻池屋伊兵衛
絹屋卯兵衛
鳴屋利右衛門
伊勢屋藤四郎
鴻池屋市兵衛

千草屋新三郎
天王寺屋伊右衛門
加嶋屋作次郎
天王寺屋清八
大坂（破れ）次郎
堂嶋新地北町
〔貼紙
十人〕

布屋町組

尼崎町壹丁目

斎藤町

布屋町

尼崎町壹丁目

鴻池屋伊兵衛

絹屋卯兵衛

鳴屋利右衛門

伊勢屋藤四郎

鴻池屋市兵衛

鴻池屋新兵衛

綿屋市郎兵衛

〔貼紙抹消
今橋組〕

今橋式丁目

同

高麗橋式丁目

河内屋勘四郎

天王寺屋九兵衛

鴻池屋庄兵衛

鴻池屋徳兵衛

河内屋勘四郎

天王寺屋九兵衛

鴻池屋伊助

増本屋安兵衛

河内屋嘉右衛門

玉水町

加嶋屋安兵衛

助松屋三郎太郎

加嶋屋作五郎

代判又兵衛

米屋伊太郎

千草屋熊藏

堂嶋新地四丁目

舟町

尼崎町壹丁目

高麗橋式丁目

今橋式丁目

淨覺町

過書町

同

梶木町組

玉水町

堂嶋新地四丁目

舟町

尼崎町式丁目

同

「貼紙
七人」

瓦町壱丁目

炭屋善五郎
炭屋五郎右工門
炭屋彥五郎

同

上人町組
上人町

油屋次兵衛
油屋善兵衛

同

過書町
(七郎右衛門町壱丁目)

天王寺屋忠兵衛
天王寺屋弥七

七郎右衛門町壱丁目

安土町壱丁目

「貼紙
四人」

油屋卯一郎

高麗橋三丁目

油屋卯一郎

「貼紙
高麗橋三丁目」

道修町組

近江屋弥助
三井元之助 代判助七郎

平野町式丁目

海部屋新兵衛
海部屋藤兵衛

高麗橋三丁目

津村中之町
備後町五丁目

淡路町壱丁目

津村南之町
長堀心斎町

「貼紙
尼崎町壱丁目」

河内屋太三郎
加賀屋六郎兵衛

善左エ門町

伊勢屋利兵衛
亀屋伊兵衛

備後町壱丁目

加賀屋宇兵衛
今宮屋忠三 代判藤助

「貼紙
善左エ門町」

炭屋万兵衛
泉屋岩七

東淡路町組

西淡路町組

「貼紙
五人」

津村切丁
天満橋上町

淡路町式丁目

河内屋太三郎
代判仁兵衛

「貼紙
同」

炭屋武兵衛
鐵屋惣八

備後町式丁目

炭屋善五郎
炭屋五郎右工門
炭屋彥五郎

本町組

内本町式丁目

本町式丁目

南渡辺町

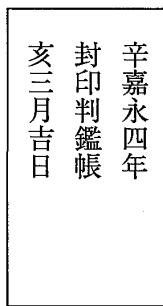
平野屋新兵衛
堺屋善兵衛
羽山屋彦兵衛

安土町式丁目	炭屋なお 代判 嘉兵衛
上難波町	堺屋源兵衛
本町三丁目	炭屋忠助
備後町四丁目	平野屋長兵衛
南久太郎町式丁目 〔貼紙〕	桟屋伝兵衛 代判彦兵衛
「メ八人」	「メ五人」
久太郎町組	中之嶋組
北久太郎町式丁目 〔南本町 壱丁目 上半〕	尾張屋利兵衛
南本町上半壱丁目	長濱屋三郎助 代判勘七
北久太郎町三丁目	河内屋利兵衛
同四丁目	長濱屋四郎兵衛
同式丁目	大津屋伊兵衛
五幸町	新天満町
北久宝寺町式丁目	津村西ノ町
南塗屋町 〔北久太郎町 武丁目〕	御池通五丁目 〔立壳堀四丁目〕
久太郎町式丁目 〔貼紙〕	「メ四人」
「メ九人」	「メ五人」
天満組	鞠組
天満九丁目	大津屋伊兵衛
同	河内屋喜右工門
西樽屋町 〔天満小嶋町〕	大津屋武兵衛
綿屋太兵衛	河内屋半次郎
綿屋伊兵衛	高岡屋勘右工門
丸屋市兵衛	近江屋権兵衛
河内屋九兵衛	「メ五人」
京町堀組	「メ五人」
雜喉場町 〔江子嶋西町〕	大庭屋市兵衛
大庭屋甚六	「メ五人」

「仲間一件控」は、元文四己未年八月の本両替仲間の申し合わせ事項を書き留め、手元に置き手控えとして利用していた。内容は、「両替仲間組々人數控」天保二辛卯年四月改と同じで、十六組に分け百十人と行司十五人併せて百二十五人の構成員だが、文化七年と天保二年では、約二十年の差が生じているから本両替仲間の員数に異動があつても不思議ではない。

翻刻二「封印判鑑帳」

(表紙)



此判鑑帳今度両替中立合判形取揃帳数万事物中之根帳ニ附置候条此帳他家江かし申儀者不及申此判形之衆中ニ而も互ニかしかり仕間敷候入用ニ無之節又者手前差支出来候者無紛失惣中江返進可申候事

一面々名印等替申候者早速相断判形改可申候事

一面々金銀請取渡之儀互ニ懸目を見候而取渡可仕候惣而封包ニ

軽目為之候者互に致吟味包主之判形除可申候事

一面々荷包素人衆へ相渡候者極印打懸目念ヲ入包出し可申候其

包銀判形之衆中へ相渡り候者勝手次第包主の方ニ而封ヲ切懸目ヲ見候而取可申候万一本埒成封包請取候者受取方之不念ニ

候間取方之可為損失事

一素人衆へ封包相渡候節其包素人衆ニ改被申候者包主の方ニ而被相改候様に無失念可申渡事

右之通此度相談之上相極申候諸事前々定之通違背為之間敷候以上

宝永元甲申年八月

右者宝永元申年相極申定書也此度仲間再興ニ付新帳相改申候前書之通弥違背仕間鋪候以上

嘉永四辛亥年三月

持主 鎌屋勘兵衛

今橋壱町(今橋壱丁目)

天王寺屋五兵衛

封印(付紙)
封印(付紙)

今橋壱町(今橋壱丁目)

大眉五兵衛

封印(付紙)
封印(付紙)

今橋壱町(今橋壱丁目)

大眉五兵衛

封印(付紙)
封印(付紙)

今橋壱丁目

平野屋五兵衛

印鑑(付紙)
封印(付紙)

今橋壱丁目

高木五兵衛

印鑑(付紙)
封印(付紙)

内平野町式丁目

山中善右衛門

印鑑(付紙)
封印(付紙)

北久太郎町三丁目

米屋平右衛門

印鑑(付紙)
封印(付紙)

北久太郎町三丁目

殿村平右衛門

印鑑(付紙)
封印(付紙)

北久太郎町三丁目

近江屋植之助

封印

北久太郎町三丁目

森本植之助

封印

北久太郎町三丁目

代判卯八

封印

北久太郎町三丁目

森本植之助

封印

北久太郎町三丁目

代判卯八

封印

北久太郎町三丁目

鴻池屋庄兵衛

封印

印鑑

「封印判鑑帳」嘉永四辛亥年三月の覚には、この判鑑帳は、根
帳とも言うべき大切な帳面であるから、他家への貸し出しを禁止
している。本両替仲間の間での貸借も禁止し、差し支えができた
場合は、紛失することなく惣中へ返す事、となつてゐる。「封印判
鑑帳」の名が示す通り、金銀の封包に關係した印鑑帳である。覚
にも封包に關係する注意事項が述べられている。封包も本両替仲
間の仕事である。

塩町式丁目

備後町四丁目

本町五丁目

平野町三丁目

北堀江三丁目

江戸堀三丁目

大宝寺町

淡路町壹丁目

北堀江式丁目

備後町五丁目

炭屋伊三郎

炭屋重兵衛

炭屋與三郎

炭屋真助

代判伊之助

代判文助

代判幸兵衛

天保二辛卯年四月改

両替仲間組々人數控

(表紙)

豊後町

泉屋甚次郎

船町

加嶋屋作五郎

今橋式丁目

病身二付代判吉兵衛

内平野町式丁目

代判新七

北久太郎町三丁目

米屋平右衛門

大黒屋源兵衛

近江屋半左衛門

平野屋仁兵衛

幼少ニ付代判権兵衛

鶴屋庄左衛門

油屋彦三郎

川崎屋三右衛門

平野屋五兵衛

天王寺屋五兵衛

鴻池屋善右衛門

行司

今橋壹丁目

高麗橋式丁目

油屋彦三郎

瓦町二丁目

瓦町一丁目

四軒町

徳井町

翻刻三 「両替仲間組々人數控」

北浜組	今橋式丁目	平野屋孫兵衛
大川町	北浜壱丁目	鴻池屋與三吉
船町	北浜壱丁目	富田屋惣兵衛
大川町	大川町	紙屋與右衛門
		潤屋庄助
梶木町組		
玉水町	加嶋屋安兵衛	幼少二付代判勝兵衛
尼崎町式丁目	米屋伊太郎	幼少二付代判又兵衛
尼崎町壱丁目	加嶋屋作之助	幼少二付代判孫市
玉水町	加嶋屋吉右衛門	
布屋町組		
齋藤町	嶋屋利右衛門	
布屋町	伊勢屋藤四郎	
尼崎町壱丁目	鴻池屋重太郎	幼少二付代判井上屋孫兵衛
江戸堀壱丁目	竹原屋市五郎	
江戸堀三丁目	藤屋新之助	
同四丁目	山家屋長兵衛	
同三丁目	萬屋利兵衛	代判市郎兵衛
同五丁目	近江屋彦兵衛	
同壱丁目	竹原屋與兵衛	
江戸堀式丁目	大塚屋三郎兵衛	
今橋組	今橋式丁目	鴻池屋篤兵衛
尼ヶ崎町壱丁目	(尼崎町壱丁目)	河内屋勘四郎
今橋式丁目	北浜壱丁目	鴻池屋伊助
	北浜壱丁目	平野屋平九郎
上人町組		
上人町	油屋善兵衛	
	七郎右衛門町壱丁目	天王寺屋弥七
	吳服町	節屋庄右衛門
	大豆葉町	堺屋次郎兵衛
	梶木町	天王寺屋儀助
道修町組		
平野町二丁目	近江屋弥助	
高麗橋三丁目	三井元之助	代判定次郎
淡路町壱丁目	海部屋新兵衛	
平野町三丁目	炭屋万兵衛	
上人町	越後屋善太郎	
百貫町	近江屋武三郎	代判阿波屋儀助
高麗橋壱丁目	三井八郎右衛門	代判越後屋十郎助
本天満町	角倉屋弥平治	
道修町壱丁目	平野屋彦兵衛	

東淡路町組	備後町四丁目	平野屋長兵衛
北新町壱丁目	南久太郎町式丁目	升屋傳兵衛
瓦町壱丁目	高麗橋壱丁目	嶋田八郎左衛門
平野町壱丁目	同式丁目	代判伊兵衛
内平野町	安土町壱丁目	炭屋善五郎
	同式丁目	炭屋彦五郎
	平野町壱丁目	炭屋五郎兵衛
	備後町壱丁目	錢屋忠兵衛
	安土町二丁目	錢屋清石衛門
		錢屋儀兵衛
		錢屋權右衛門
		錢屋善藏
		病身二付代判忠兵衛
		幼少二付代判奎兵衛
西淡路町組	久太郎町組	
津村南之町 <small>(通之上町)</small>	北久太郎町二丁目	
天満橋上町	同三丁目	都倉屋與兵衛
高麗橋式丁目	同四丁目	近江屋與七
吳服町	同式丁目	松屋伊兵衛
信濃町	〔貼紙〕 北久宝寺町式丁目	近江屋卯八
高麗橋壱丁目		油屋彥兵衛
吹田屋彦三郎		国分屋弥兵衛
泉屋でん		日和佐屋三之助
大西屋利八		松屋新兵衛
		大黒屋伊兵衛
		谷屋清兵衛
		和泉屋利兵衛
		錢屋平兵衛
		丸屋伊兵衛
		松屋佐七
本町組	金田町	代判平兵衛
本町式丁目	茨木町	
内本町式丁目	南久宝寺町三丁目 <small>(三郎右衛門町)</small>	
安土町式丁目	三良右衛門町	
本町三丁目	本町三丁目	代判卯兵衛
	南久宝寺町式丁目	平野屋新兵衛
	安堂寺町式丁目	羽山屋彦兵衛
	南久太郎町三丁目	炭屋安兵衛
		炭屋忠助

安治川南堺丁目	井筒屋彥右衛門	綿屋春	代判丹波屋幾兵衛
江戸堀五丁目	蛇草屋八右衛門	吉左衛門 <small>(道頓堀吉左衛門町)</small>	
嶋之内組		五右衛門 <small>(高津五右衛門町)</small>	
石灰町	錢屋佐兵衛	南米屋町	
安堂寺町三丁目	錢屋次兵衛	上町組	
<small>(丁目脱)</small>	錢屋勘兵衛	谷町堺丁目	
南瓦屋町	錢屋市兵衛	弥兵衛町	
<small>(道頓堀久左衛門町)</small>	平野屋八郎兵衛	京橋五丁目	
久左衛門町	錢屋新兵衛	内平野町式丁目	
鎌屋町	大文字屋彌兵衛	同町	
<small>(長堀心斎町)</small>	平野屋善右衛門	平野町式丁目	
心斎町	錢屋惣兵衛	瓦町式丁目	
安堂寺町五丁目	木綿屋五郎兵衛	京橋四丁目	
<small>(木挽町南之丁)</small>	錢屋源兵衛	淡路町式丁目	
木挽南之町	小橋屋彥九郎	米屋太兵衛	
本町堺丁目	病身二付代判忠八	米屋喜兵衛	
西高津町	山家屋勘兵衛	河内屋又右衛門	
備後町四丁目	平野屋彦兵衛	米屋儀兵衛	
塩町三丁目	幼少二付代判角兵衛	分銅屋新左衛門	
塩町式丁目	大和屋利右衛門	山本屋伊右衛門	
長町七丁目	天王寺屋理助	播磨屋源三郎	
<small>(中津町)</small>	川口屋新右衛門	河内屋季兵衛	
鳴ノ内中津町	明石屋太郎兵衛	米屋分兵衛	
順慶町五丁目	紙屋吉兵衛	大黒屋五兵衛	
藤右衛門町		米屋常七	
淨国寺町			
<small>(木挽町中之丁)</small>			
木挽中之町			
宗右衛門町			

(裏表紙)

「両替仲間組々人數控」は、三郷に存住する本両替仲間を十六組に分けた。組み分けは、町名や地名を基準にして北浜組・梶木町組・布屋町組・今橋組・上人町組・道修町組・東淡路町組・西淡路町組・本町組・久太郎町組・天満組・中之嶋組・鞆組・京町堀組・嶋之内組・上町組があり、それに行司の十五人を加えて総勢百七十六人が本両替仲間の員数である。三郷中北組がその中心であるのも、延宝七年の「懷中難波す、め 全」から引用すると、両替屋として、高麗橋・今橋筋・過書町・平野町筋に両替屋が多いことを紹介している。

(凡例)

付紙・貼紙は「」で囲み、右肩に(付紙)(貼紙)とした。
付紙が複数枚ある場合、番号を付し、数字の若い番号を下とした。